
災害対応における
土地利用計画作成ガイドライン
(参考資料)

令和8年3月

三重県

目 次

1. 土地利用計画ガイドラインにおける各機能の配置目安等	1
1.1 応急救助機関の活動拠点	1
1.2 資機材置場	5
1.3 災害廃棄物仮置場	6
1.4 仮埋葬地	14
1.5 建設型応急住宅建設用地	17
2. 機能の適性度判断	20
3. 過去の災害における土地利用の事例	23
3.1 災害廃棄物仮置場	23
3.2 建設型応急住宅建設用地	24

1. 土地利用計画ガイドラインにおける各機能の配置目安等

1.1 応急救助機関の活動拠点

1.1.1 標準的な目安

市町説明会・市町ヒアリング結果に基づき、規模・設備・環境の目安を示す。

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 必要面積 消防：3,000m ² 警察：1,500m ² 自衛隊：15,000m ² <input type="checkbox"/> 駐車場スペース、野外宿泊スペースを有すること <input type="checkbox"/> 拠点確保数：1 市町 1 箇所程度	<input type="checkbox"/> 休息施設があることが望ましい <input type="checkbox"/> 給水設備・トイレ等があることが望ましい	<input type="checkbox"/> 災害時に容易に到達可能であることが望ましい（幹線道路から近い等） <input type="checkbox"/> 野外でテント設営するため、アスファルト等で土地が整地されていることが望ましい <input type="checkbox"/> 長期にわたって活動する場合は、宿営場所を地域住民の居住エリアから遠ざけることが望ましい

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

○ 別表3-2 救助活動拠点（候補地）一覧「南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点」のリストアップ方法

- ・各市町1拠点を目安に選定
- ・出来るかぎり複数の救助機関が使用する拠点を優先して選定
- ・津波による浸水地域を除き選定
- ・県有施設を優先して選定

南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点の受入れ可能数

	利用機関			合計
	自衛隊	消防	警察	
受入れ可能数（人）	約 9,300	約 7,800	約 13,100	約 30,200

○ 部隊規模

- ・自衛隊 1個連隊400人が展開可能面積15,000㎡以上（部隊の管理施設、野営施設、駐車場等含む）
- ・緊急消防援助隊 車両25台、約100人が展開可能面積3,000㎡以上
- ・警察 車両30台、約100人が展開可能面積1,500㎡以上

別表3-3 ヘリベース（候補地）一覧

ヘリベース	所在地	離着陸場規模	利用機関
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿	鈴鹿市御園町1669	B	消防
			警察
陸上自衛隊明野駐屯地	伊勢市小俣町明野5593-1	A	自衛隊
中部国際空港	愛知県常滑市セントレア1-1	A	海上保安庁
洋上に展開したヘリ甲板付巡視船	—	—	海上保安庁

別表3-4 航空機用救助活動拠点（候補地）一覧

施設名称	所在地	離着陸場規模
古里公園	明和町竹川字古里 495 他	B
熊野市山崎運動公園	熊野市有馬町 4520、325	B

(注) 離着陸場規模

A : 200×100m(20,000㎡)以上・・・中型機5機(大型機2機)
 B : 150×70m(10,500㎡)以上・・・中型機3機(大型機1機)
 C : B未満・・・中型機2機以下の対応

81

出典：三重県広域受援計画（三重県、令和5年3月修正）

第4節 受入れ調整

第1 救助機関の部隊展開の方針の決定

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の情報、緊急輸送ルートの啓開状況に関する情報を踏まえ、国の緊急災害対策本部の調整の下、各救助機関の部隊展開の方針を決定する。

第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有

県総括部隊救助班は、部隊展開の方針を踏まえ、救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）を利用する救助機関の連絡員又は県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）に対し、道路啓開状況や救助活動拠点に関する情報を伝達する。

救助機関の連絡員は、県総括部隊救助班からの道路啓開状況に関する情報及び救助活動拠点の利用可否に関する情報を各救助機関の本部へ伝達する。

救助機関の県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの道路啓開状況に関する情報及び救助活動拠点に関する連絡を受け、救助活動拠点へ県外からの広域応援部隊を誘導する。

各救助機関の本部は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの救助活動拠点及び道路啓開状況に関する情報を、広域応援部隊へ伝達する。

第3 救助活動拠点の確保

利用する救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の施設管理者は、施設を開錠し、救助活動拠点としての利用準備を行う。

この際、施設管理者は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行う。

第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導

救助機関の広域応援部隊は、各救助機関の本部からの道路啓開状況に関する情報及び救助活動に関する連絡を受けつつ、県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）の誘導により救助活動拠点へ進出する。

第5 救助活動拠点の利用調整

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の利用機関に変更が生じた場合は、救助活動拠点を利用する救助機関の連絡員を通じて広域応援部隊へ伝達する。

救助活動拠点を利用する各救助機関は、救助活動拠点の配置レイアウトを変更する必要がある場合には、各救助機関の追加の進出可能性について県総括部隊救助班に確認のうえ、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者とで協議し、利用方法を決定するとともに、救助活動拠点の利用機関又は施設管理者が、その旨を県総括部隊救助班へ報告する。

1.1.2 必要数量・面積

算定方法
三重県広域受援計画 記載

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

○ 別表3-2 救助活動拠点（候補地）一覧「南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点」のリストアップ方法

- ・各市町1拠点を目安に選定
- ・出来るかぎり複数の救助機関が使用する拠点を優先して選定
- ・津波による浸水地域を除き選定
- ・県有施設を優先して選定

南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点の受入れ可能数

	利用機関			合計
	自衛隊	消防	警察	
受入れ可能数 (人)	約 9,300	約 7,800	約 13,100	約 30,200

○ 部隊規模

- ・自衛隊 1個連隊400人が展開可能面積15,000㎡以上
(部隊の管理施設、野営施設、駐車場等含む)
- ・緊急消防援助隊 車両25台、約100人が展開可能面積3,000㎡以上
- ・警察 車両30台、約100人が展開可能面積1,500㎡以上

別表3-3 ヘリベース（候補地）一覧

ヘリベース	所在地	離着陸場規模	利用機関
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿	鈴鹿市御園町1669	B	消防
			警察
陸上自衛隊明野駐屯地	伊勢市小俣町明野5593-1	A	自衛隊
中部国際空港	愛知県常滑市セントレア1-1	A	海上保安庁
洋上に展開したヘリ甲板付巡視船	—	—	海上保安庁

別表3-4 航空機用救助活動拠点（候補地）一覧

施設名称	所在地	離着陸場規模
古里公園	明和町竹川字古里 495 他	B
熊野市山崎運動公園	熊野市有馬町 4520、325	B

(注) 離着陸場規模

- A : 200×100m(20,000㎡)以上・・・中型機5機(大型機2機)
- B : 150×70m(10,500㎡)以上・・・中型機3機(大型機1機)
- C : B未満・・・中型機2機以下の対応

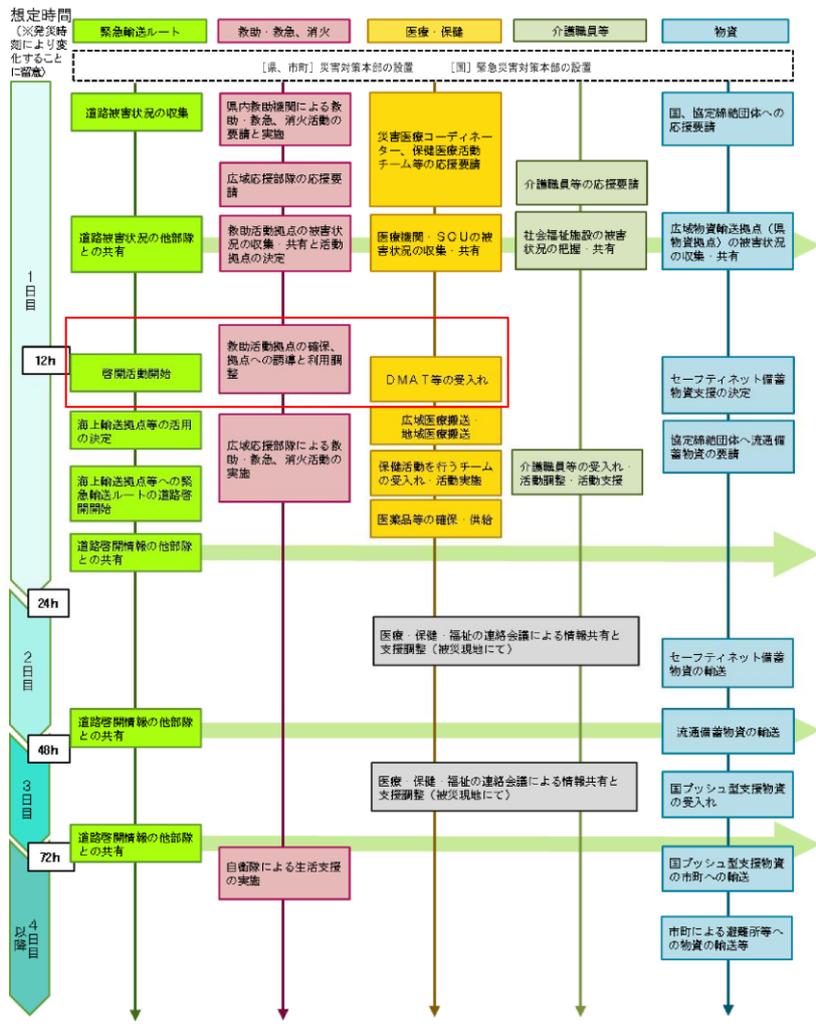
1.1.3 配置期間

配置期間
災害発生直後から配置

第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）

国、県、市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、図表1-3「南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）」のとおり、発災からの経過時間に応じた活動目標を定める。

図表1-3 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）



1.2 資機材置場

1.2.1 標準的な目安

市町説明会・市町ヒアリング結果に基づき、規模・設備・環境の目安を示す。

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 資機材を保管できるスペースを有すること <input type="checkbox"/> 作業車等が進入できるスペースを有すること	<input type="checkbox"/> 休息施設があることが望ましい <input type="checkbox"/> 給水設備・トイレ等があることが望ましい	<input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する

1.2.2 必要数量・面積

算定方法
市町あたり 2,500 m ² 以上 ただし、協定の締結状況等の実態に応じて設定

※ライフライン事業者からの回答に基づき設定

1.2.3 配置期間

配置期間
災害発生後直後から配置

1.3 災害廃棄物仮置場

1.3.1 標準的な目安

市町説明会・市町ヒアリング結果に基づき、規模・設備・環境の目安を示す。

規模	設備	環境
<p>市町一次仮置場</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 県の地震被害想定結果における災害廃棄物等発生量から、それを仮置きできる必要な面積が確保できること <input type="checkbox"/> 重機（ダンプトラック等）による作業ができる広さが確保できること（幅員2.5m以上） 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用水等が確保できることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する <input type="checkbox"/> 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接していない <input type="checkbox"/> 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保されている <input type="checkbox"/> 避難所として指定されている施設及びその周辺を可能な限り避けること
<p>市町二次仮置場</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 県の地震被害想定結果における災害廃棄物等発生量から、それを仮置きできる必要な面積が確保できること <input type="checkbox"/> 重機（ダンプトラック等）による作業ができる広さが確保できること（幅員2.5m以上） 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用水等が確保できることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する <input type="checkbox"/> 保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期に渡って使用可能 <input type="checkbox"/> 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接していない <input type="checkbox"/> 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保されている <input type="checkbox"/> 避難所として指定されている施設及びその周辺を可能な限り避けること

表 1 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ● 公有地が望ましい（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。 ● 地域住民との関係性が良好である。 ● （民有地の場合）地権者の数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。 	
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ● 広いほどよい。（3,000m²は必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な分別のため。
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ● 広いほどよい。（10ha 以上が好適） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原状復旧の負担が大きくなるため。 	
他用途での利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。 	
望ましいインフラ（設備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災が発生した場合の対応のため。 ● 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 電力が確保できること。（発電設備による対応も可） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設処理施設等の電力確保のため。 	
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続、確認に時間を要するため。 	
土地基盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 舗装されているほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤が硬いほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤沈下が発生しやすいため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗渠排水管が存在しないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。 	
地形・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川敷は避けたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ● 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の崩落を防ぐため。 ● レイアウトの変更が難しいため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な仮置場の整備のため。 	
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ● 変則形状でないほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● レイアウトが難しくなるため。 	
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 前面道路の交通量は少ない方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型車両の相互通行のため。 	
搬入・搬出ルート	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両の出入口を確保できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の搬入・搬出のため。 	
輸送ルート	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。 	

7) 仮置場の候補地リスト

発災後は速やかに災害廃棄物の仮置場¹⁶の設置が必要となるため、あらかじめ関係部局と調整を行い、仮置場候補地をリストに整理する。

- 仮置場候補地¹⁷としては、例えば、運動施設や公園、公共施設の駐車場、廃校のグラウンド、公的な未利用地等が考えられる。公的施設等で確保が困難な場合には、民間施設等（未利用地、大規模な駐車場等）を候補とすることが考えられる。民間施設等を利用する場合には、使用後の返還に備えて、養生対策が特に重要となる。
- 仮置場候補地は、道路アクセスや収集運搬車両の取り回し（搬出用の大型車両も考慮）、分別スペースの確保等を考慮する必要がある。
- 仮置場候補地は、病院・学校・水源等の周辺を避け、水害による浸水の可能性等も考慮して選定する。
- 自衛隊宿営地や物資輸送拠点、避難所や仮設住宅建設地とのバッティングを避けるため、作成した候補地リストについて関係部局や国や都道府県の公有地管理部局と事前に調整することが望ましい。

表 仮置場の候補地リスト（例）

No.	候補地	住所	用地面積 (㎡)	仮置目安 (t)	管理者・連絡先	備考（周辺環境、表土状況、接道数、利用予定等）	確認年度
1	●●クリーンセンター 駐車場	●● 123-45	5,000	約 10,000	廃棄物対策課 ○係長 内線 XXXXX	道路：舗装済み、6m幅	H29
2	■●総合運動公園 グラウンド	■● 678-90	5,000	約 10,000	■●総合運動公園事務所 XXX-XXXX	表土への廃棄物混入は厳禁のため、敷鉄板等による養生、又は原状復旧における表土除去が必要	H29
3	▼▼学校跡地	大字 ▼▼ 12-3	10,000	約 20,000	教育委員会 ○課○係長 内線 XXXXX	住宅地に立地 周辺道路は4t車まで通行可能	H30
・	・・・	・	・・・	・・・	・・・	・・・	・

¹⁶ 仮置場の必要面積の算定は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2 仮置場の必要面積の算定方法」を参照のこと。

¹⁷ 仮置場候補地の選定に係る他のポイント等は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」を参照のこと。

1.3.2 必要数量・面積

算定方法
地震被害想定調査結果 記載

V-1. 災害廃棄物（瓦礫）

表 V-1.1 過去最大クラスの南海トラフ地震における災害廃棄物等発生量

地域区分	市町名	災害廃棄物等発生量(千トン)			災害廃棄物等発生量(千m ³)			
		災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計	
北勢	桑名市	約 500	約 800 ~ 約 1,700	約 1,300 ~ 約 2,200	約 500	約 700 ~ 約 1,100	約 1,200 ~ 約 1,600	
	いなべ市	-	-	-	-	-	-	
	木曾岬町	約 200	約 300 ~ 約 700	約 500 ~ 約 900	約 200	約 300 ~ 約 500	約 500 ~ 約 600	
	東員町	-	-	-	-	-	-	
	四日市市	約 200	約 400 ~ 約 800	約 600 ~ 約 1,000	約 200	約 300 ~ 約 500	約 500 ~ 約 700	
	菟野町	-	-	-	-	-	-	
	朝日町	約 10	約 30 ~ 約 60	約 40 ~ 約 70	約 10	約 20 ~ 約 40	約 30 ~ 約 50	
	川越町	約 100	約 100 ~ 約 300	約 300 ~ 約 400	約 100	約 100 ~ 約 200	約 200 ~ 約 300	
	鈴鹿市	約 60	約 200 ~ 約 400	約 200 ~ 約 400	約 50	約 200 ~ 約 300	約 200 ~ 約 300	
	龜山市	約 10	-	約 10	-	-	-	
	(小計)	約 1,100	約 1,800 ~ 約 3,900	約 3,000 ~ 約 5,000	約 1,000	約 1,700 ~ 約 2,700	約 2,700 ~ 約 3,700	
	中勢	津市	約 300	約 800 ~ 約 1,600	約 1,100 ~ 約 1,900	約 300	約 700 ~ 約 1,100	約 1,000 ~ 約 1,400
		松阪市	約 300	約 900 ~ 約 2,000	約 1,200 ~ 約 2,300	約 300	約 900 ~ 約 1,400	約 1,100 ~ 約 1,600
多気町		約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	
明和町		約 90	約 400 ~ 約 800	約 500 ~ 約 900	約 90	約 300 ~ 約 500	約 400 ~ 約 600	
大台町		約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	
(小計)		約 700	約 2,100 ~ 約 4,400	約 2,800 ~ 約 5,100	約 600	約 1,900 ~ 約 3,000	約 2,500 ~ 約 3,600	
伊賀		伊賀市	約 10	-	約 10	約 10	-	約 10
	名張市	-	-	-	-	-	-	
	(小計)	約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	
伊勢志摩	伊勢市	約 800	約 1,000 ~ 約 2,200	約 1,800 ~ 約 3,000	約 800	約 900 ~ 約 1,500	約 1,700 ~ 約 2,300	
	鳥羽市	約 200	約 200 ~ 約 400	約 400 ~ 約 600	約 200	約 200 ~ 約 300	約 400 ~ 約 500	
	志摩市	約 400	約 500 ~ 約 1,000	約 900 ~ 約 1,500	約 400	約 400 ~ 約 700	約 800 ~ 約 1,100	
	玉城町	約 20	-	約 20	約 20	-	約 20	
	南伊勢町	約 300	約 300 ~ 約 700	約 600 ~ 約 1,000	約 300	約 300 ~ 約 500	約 600 ~ 約 700	
	大紀町	約 70	約 30 ~ 約 60	約 100 ~ 約 100	約 60	約 30 ~ 約 40	約 90 ~ 約 100	
	度会町	約 10	-	約 10	約 10	-	約 10	
	(小計)	約 1,900	約 2,100 ~ 約 4,400	約 3,900 ~ 約 6,200	約 1,700	約 1,900 ~ 約 3,000	約 3,600 ~ 約 4,700	
	東紀州	尾鷲市	約 300	約 100 ~ 約 300	約 500 ~ 約 700	約 300	約 100 ~ 約 200	約 500 ~ 約 500
		紀北町	約 400	約 200 ~ 約 400	約 600 ~ 約 800	約 300	約 200 ~ 約 300	約 500 ~ 約 600
熊野市		約 70	約 50 ~ 約 100	約 100 ~ 約 200	約 70	約 50 ~ 約 80	約 100 ~ 約 200	
御浜町		約 60	約 40 ~ 約 90	約 100 ~ 約 100	約 50	約 40 ~ 約 60	約 90 ~ 約 100	
紀宝町		約 40	約 10 ~ 約 30	約 60 ~ 約 70	約 40	約 10 ~ 約 20	約 50 ~ 約 60	
(小計)		約 900	約 500 ~ 約 1,000	約 1,300 ~ 約 1,900	約 800	約 400 ~ 約 700	約 1,300 ~ 約 1,500	
県計		約 4,600	約 6,400 ~ 約 14,000	約 11,000 ~ 約 18,000	約 4,200	約 5,800 ~ 約 9,400	約 10,000 ~ 約 14,000	

表 V-1.2 理論上最大クラスの南海トラフ地震における災害廃棄物等発生量

地域区分	市町名	災害廃棄物等発生量(千トン)			災害廃棄物等発生量(千m ³)			
		災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計	
北勢	桑名市	約 1,100	約 900 ~ 約 2,000	約 2,000 ~ 約 3,100	約 1,000	約 900 ~ 約 1,400	約 1,800 ~ 約 2,300	
	いなべ市	約 60	-	約 60	約 50	-	約 50	
	木曾岬町	約 200	約 300 ~ 約 700	約 500 ~ 約 900	約 200	約 300 ~ 約 500	約 500 ~ 約 700	
	東員町	約 60	-	約 60	約 50	-	約 50	
	四日市市	約 2,900	約 500 ~ 約 1,100	約 3,400 ~ 約 4,000	約 2,600	約 500 ~ 約 700	約 3,000 ~ 約 3,300	
	菟野町	約 40	-	約 40	約 40	-	約 40	
	朝日町	約 60	約 40 ~ 約 80	約 100 ~ 約 100	約 50	約 30 ~ 約 50	約 90 ~ 約 100	
	川越町	約 300	約 100 ~ 約 300	約 400 ~ 約 600	約 200	約 100 ~ 約 200	約 400 ~ 約 400	
	鈴鹿市	約 700	約 300 ~ 約 600	約 1,000 ~ 約 1,400	約 700	約 300 ~ 約 400	約 900 ~ 約 1,100	
	龜山市	約 100	-	約 100	約 100	-	約 100	
	(小計)	約 5,500	約 2,300 ~ 約 4,800	約 7,800 ~ 約 10,000	約 4,900	約 2,100 ~ 約 3,300	約 7,000 ~ 約 8,200	
	中勢	津市	約 2,300	約 1,000 ~ 約 2,100	約 3,300 ~ 約 4,400	約 2,100	約 900 ~ 約 1,400	約 3,000 ~ 約 3,600
		松阪市	約 2,000	約 1,100 ~ 約 2,300	約 3,100 ~ 約 4,400	約 1,800	約 1,000 ~ 約 1,600	約 2,800 ~ 約 3,400
多気町		約 100	-	約 100	約 100	-	約 100	
明和町		約 300	約 400 ~ 約 800	約 700 ~ 約 1,100	約 300	約 300 ~ 約 500	約 600 ~ 約 800	
大台町		約 70	-	約 70	約 70	-	約 70	
(小計)		約 4,800	約 2,400 ~ 約 5,200	約 7,300 ~ 約 10,000	約 4,400	約 2,200 ~ 約 3,500	約 6,700 ~ 約 8,000	
伊賀		伊賀市	約 200	-	約 200	約 200	-	約 200
	名張市	約 60	-	約 60	約 50	-	約 50	
	(小計)	約 300	-	約 300	約 300	-	約 300	
伊勢志摩	伊勢市	約 2,800	約 1,000 ~ 約 2,200	約 3,800 ~ 約 5,000	約 2,500	約 900 ~ 約 1,500	約 3,400 ~ 約 4,000	
	鳥羽市	約 400	約 200 ~ 約 500	約 600 ~ 約 800	約 300	約 200 ~ 約 300	約 500 ~ 約 700	
	志摩市	約 1,000	約 600 ~ 約 1,400	約 1,700 ~ 約 2,400	約 1,000	約 600 ~ 約 900	約 1,500 ~ 約 1,900	
	玉城町	約 200	-	約 200	約 200	-	約 200	
	南伊勢町	約 500	約 500 ~ 約 1,000	約 1,000 ~ 約 1,500	約 500	約 400 ~ 約 700	約 900 ~ 約 1,100	
	大紀町	約 100	約 40 ~ 約 90	約 200 ~ 約 200	約 100	約 40 ~ 約 60	約 200 ~ 約 200	
	度会町	約 70	-	約 70	約 70	-	約 70	
	(小計)	約 5,000	約 2,400 ~ 約 5,100	約 7,500 ~ 約 10,000	約 4,600	約 2,200 ~ 約 3,500	約 6,800 ~ 約 8,100	
	東紀州	尾鷲市	約 600	約 200 ~ 約 400	約 800 ~ 約 1,000	約 600	約 200 ~ 約 300	約 800 ~ 約 900
		紀北町	約 600	約 300 ~ 約 600	約 900 ~ 約 1,200	約 600	約 300 ~ 約 400	約 900 ~ 約 1,000
熊野市		約 200	約 80 ~ 約 200	約 300 ~ 約 400	約 200	約 80 ~ 約 100	約 300 ~ 約 400	
御浜町		約 100	約 70 ~ 約 100	約 200 ~ 約 300	約 100	約 60 ~ 約 100	約 200 ~ 約 200	
紀宝町		約 60	約 50 ~ 約 100	約 100 ~ 約 200	約 60	約 50 ~ 約 80	約 100 ~ 約 100	
(小計)		約 1,700	約 700 ~ 約 1,500	約 2,300 ~ 約 3,100	約 1,600	約 600 ~ 約 1,000	約 2,200 ~ 約 2,600	
県計		約 17,000	約 7,800 ~ 約 17,000	約 25,000 ~ 約 34,000	約 16,000	約 7,100 ~ 約 11,000	約 23,000 ~ 約 27,000	

仮置場の必要面積の算定方法

1. 仮置場の必要面積の算定を行う目的

(1) 平時（災害廃棄物処理計画の策定段階）

平時において仮置場の必要面積の算定を行う目的は、想定する災害の規模感や災害に伴い発生する災害廃棄物の仮置きに必要面積を把握し、災害時において利用可能な仮置場候補地を選定しておくためである。庁内関係部局等との調整・協議を具体的に進めるためにも、仮置場の必要面積を提示することが必要となる。

(2) 災害時

初動期では、被害状況が明らかではない中で災害廃棄物の発生量も確度の高い数字が得られないことから、仮置場の管理・運営を適切に行うことに重点を置きつつ、被害状況や災害廃棄物の仮置場への搬入状況、仮置場からの搬出状況より、仮置場を追加で確保する必要があるかを検討する。災害廃棄物の発生量の推計値が得られた段階では、必要面積の算定値も参考にしつつ、総合的に仮置場の追加を判断する。

2. 仮置場の必要面積の算定方法

以下では、発生した災害廃棄物の全量を仮置きできる面積を求める「方法 1：最大で必要となる面積の算定方法」と、「方法 2：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法」の 2 通りを示す。方法 2 は仮置場からの搬出を考慮した方法であることから、方法 1 と比較すれば実態を考慮した値が得られると期待できる。一方、安全側を見て最大値を把握したい場合や簡易な方法で算定したい場合は方法 1 を活用する。

(1) 方法 1：最大で必要となる面積の算定方法

$$\text{面 積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量 : 災害廃棄物の発生量と同値 (t)
見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)
積み上げ高さ : 5 m 以下が望ましい。
作業スペース割合 : 100%

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

※見かけ比重について

上記の算定式の見かけ比重は、仮置場の必要面積の算定結果に大きな影響を及ぼす。見かけ比重は災害の種類や災害廃棄物の性状によって異なることから、当該地域における過去の災害事例がある場合には、その数値を用いたり、実際に仮置場へ搬入された災害廃棄物の計測値から設定する等、適宜見直しを行うことが必要である。(以下、方法 2 についても同様。)

(2) 仮置場

仮置場は大別すると、表 1-1-4 のように住民がごみを搬入する市町一次仮置場、災害廃棄物の仮置きと比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う市町二次仮置場、焼却施設等の処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））に分けられます。市町一次仮置場は、そのまま市町の二次仮置場になる場合もあります。

県は、市町の被災状況により、事務委託や事務の代替執行を受けて災害廃棄物の処理を行う場合には、二次仮置場（県設置）を設定し運営管理を行います。

表 1-1-4 仮置場の分類と定義

市町一次仮置場 【住民用仮置場】	被災した住民が、自ら災害廃棄物を持ち込むことのできる搬入場。被災後できるだけすみやかに、被災地区に比較的近い場所（公有地等）に設置し、発災後数か月間に限定して受け入れる。
市町二次仮置場 【一次仮置場】	市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））への積み替え拠点及び前処理の機能を持つ。市町一次仮置場や発災現場から災害廃棄物（可能な限り発災現場で分別したものを）、市町二次仮置場に区分して集積した後、分別する。 分別は比較的簡易な段階までとし、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を抜き出し、可燃系混合物（木くず等）及び不燃系混合物等に分別してから、市町三次仮置場（二次仮置場（県設置））へ運搬する。
市町三次仮置場 二次仮置場 （県設置） 【二次仮置場】	市町二次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を集積し、中間処理するとともに、再資源化や処理を行う。各地域の市町一次又は二次仮置場からの災害廃棄物を集積し、中間処理（焼却・破碎等）を実施する。

注 1)【 】内は、東日本大震災時の呼び名

注 2)発災後、災害の規模や被災状況等によって、必要な機能・規模を整理し、市町二次仮置場と二次仮置場（県設置）や市町一次仮置場と市町二次仮置場の一体的な運用を行う。

1.3.3 配置期間

配置期間
災害発生後、4日目から配置

フェーズ	分類				
<div style="text-align: center;">  災害発生 ~12時間 (水害の場合は、発災前から実施) ~24時間 ~3日 ~1週間 ~3週間 </div>	1) 安全及び組織体制の確保 (P14) ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行 ※ 委託業者、許可業者の確認も含む	2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (P15) ① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断★ ③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要否の判断★ ⑤ 被災状況に応じた支援要請	3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (P18) ①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知 ③ 収集運搬の実施	4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (P19) ① 仮置場の確保★ ② 災害廃棄物の回収方法の検討★ ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知 ⑤ 仮置場の設置・管理・運営	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (P21) ① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続 ③ 初動対応以降の処理方針の検討★
	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ★：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。				

出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（環境省、令和3年3月改訂）

1.3.4 災害時の事例

1) 太平洋セメント株式会社

Ⅱ. サーキュラーエコノミーの取り組み - 3. 災害廃棄物の受け入れ (事例3)

当社が処理を行った災害廃棄物

災害名	発生年月	処理量
中越沖地震	平成19年7月	4.7万トン
東日本大震災	平成23年3月	103.7万トン
広島県土砂災害	平成26年8月	2.5千トン
熊本地震	平成28年4月	8万トン
北九州豪雨	平成29年7月	1.6万トン
西日本豪雨	平成30年7月	6万トン
令和元年東日本台風(19号)	令和元年10月	2万トン
令和2年7月豪雨	令和2年7月	0.7万トン
令和6年能登半島地震	令和6年1月	2.1万トン(継続中) ※1

※1 令和6年度 目標:約3万t

Ⅱ. サーキュラーエコノミーの取り組み - 3. 災害廃棄物の受け入れ (事例3)

『循環型社会の形成の推進に関する協定書』の締結推進

有事の際、自治体様と密に連携をとり、迅速な災害廃棄物の処理を行うべく、弊社セメント工場のある自治体様と『循環型社会の形成の推進に関する協定書』の締結を進めています。

- ・2015. 8.28 三重県・いなべ市 (藤原工場)
- ・2016.12. 2 大分県・津久見市 (大分工場)
- ・2017.10.19 岩手県・大船渡市 (大船渡工場)
- ・2019. 6. 7 宮城県 (大船渡工場)
- ・2020. 12.24 北海道・北斗市 (上磯工場)
- ・2021. 1.18 埼玉県・熊谷市 (熊谷工場)
- ・2023. 7.13 埼玉県・日高市 (埼玉工場)

令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物(稲わら等)を協定に基づき大船渡工場にて処理いたしました。

2017年9月の台風18号で発生した災害廃棄物を協定に基づき大分工場にて処理いたしました。



出典：太平洋セメントサステナビリティ説明会 2024（太平洋セメント株式会社、令和7年3月）

1.4 仮埋葬地

1.4.1 標準的な目安

市町説明会・市町ヒアリング結果に基づき、規模・設備・環境の目安を示す。

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 1 体埋葬に十分なスペースがあること <input type="checkbox"/> 1.5～2.0mは掘ることが可能であること		<input type="checkbox"/> 高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地 <input type="checkbox"/> 公共の福祉、近隣の感情を考慮した環境 <input type="checkbox"/> 仮埋葬地でない場合は、永代にわたり市町が墓地として管理できること <input type="checkbox"/> 遺体検案・安置所と連動した対応ができることが望ましい

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン (第2章 各段階における対応)

- ① 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町村は、都道府県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。あわせて、都道府県は、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤（ドライアイス）、非透過性納体袋等の物資を確保するとともに、市町村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。
- ② 遺体安置所等における遺体の保存及び搬送に当たっては、可能な限り、新型インフルエンザ等に感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。

ウ) 埋葬の活用等

- ① 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市町村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都道府県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。
- ② さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、特定都道府県は、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮するものとする。その際、都道府県知事は、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時的公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。
- ③ 特定都道府県は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、上記の事務の一部を特定市町村に行わせるものとする。

エ) 遺体の見分について

都道府県警察は、多数の遺体の見分に当たり、十分な感染防止策を講じた上、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。

オ) 墓理法の手続の特例

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うこと

1.4.2 必要数量・面積

算定方法
{想定死者数 × 0.85 - (1ヶ月(30日)の火葬場稼働日数) × 市町の最大日当たり火葬数} × 7.5㎡

1.4.3 配置期間

配置期間
災害発生後、4日目から配置



生前の状況・看取りの有無と死後経過時間③

- 「亡くなられた方の尊厳」の観点にどのように留意すべきか。

↓

- 遺体の損傷による「亡くなられた方の尊厳」の観点は孤立死をとらえる上で、重要な要素。
- 一般的に法医学では「概ね3日から4日」といわれる。

↓

- ✓ 遺体が置かれた環境（季節、気温など）により、遺体の損傷度合いがそれぞれ異なってきてしまうため、遺体の損傷は「目安」としにくい側面がある。
- ✓ 一方で、「死後4日以上」を中位推計としていた先行研究との比較との観点も重要。

↓

**一般的に遺体の損傷が始まる「死後4日以上」についても、
参考データとして示すこととしてはどうか。**

4

出典：「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループ（第3回）配布資料（内閣府）

1.4.4 災害時の事例

1) 東日本大震災

											H23	年
											3	月
22	21	20	19	17	16	15	14	13	12	11		日
<ul style="list-style-type: none"> 東松島市で仮埋葬（土葬）開始 	<ul style="list-style-type: none"> ① 気仙沼市大島で仮埋葬（土葬）開始、県内3市3町で順次開始 	<ul style="list-style-type: none"> 全国霊柩自動車協会に対し遺体搬送の協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県ウエブサイトに県外火葬場の受入状況を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ① 埋葬（土葬）する場合の手順や墓地の選定基準を示したマニュアルを関係市町村に通知 	<ul style="list-style-type: none"> ① この日だけで最大1080体の遺体を収容 市町村に県外火葬場の受入状況の情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬の受入可能との回答があった都道府県の中から、遺体の搬送距離等を考慮し、東北5県、北海道、栃木県、埼玉県及び東京都に火葬協力について改めて要請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省が「墓地埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例について」を发出 ① 全国知事会に対して「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」を提出し、他都道府県での火葬支援を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県、仙台市、仙台地域葬儀会館連絡協議会が棺<small>ひつぎ</small>の用意や役割分担等について協議 国を通じて全日本葬祭業協同組合連合会に対して葬祭用品の供給について支援を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 未明から警察本部の要請により、遺体安置所確保のための調整を開始 ① 警察本部が検視班16班を編制、知事部局を通じ検視場所と遺体安置所を確保 ① 宮城県総合運動公園（以下「グラウンディ・21」）内に遺体安置所を設置、県から職員を派遣 ① 「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき県葬祭業協同組合に協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災発生 県内全市町村に対し災害救助法を適用 	主な県の対応等	

① 転機となった取組等

出典：東日本大震災宮城の震災対応記録（宮城県HP）

1.5 建設型応急住宅建設用地

1.5.1 標準的な目安

市町説明会・市町ヒアリング結果に基づき、規模・設備・環境の目安を示す。

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 連続して住宅を建設できる面積が確保できること <input type="checkbox"/> 敷地境界、歩道(車いす)等を考慮すること	<input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道、下水、電話が使用できることが望ましい	<input type="checkbox"/> 悪臭、振動、騒音がない土地である <input type="checkbox"/> 日当たりの良い土地である <input type="checkbox"/> 医療、交通、商業施設等、生活の利便性が確保されていること <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ形成の観点からもとの地域からあまり離れていないこと

II-2. 建設型応急住宅供与に向けた準備 2. 建設候補地の選定に係る準備

【留意点】被災後の建設用地提供の申し出への対応について

- ・ 発災後に迅速に建設に着手するため、建設用地確保については、基本的に十分な需要想定と事前の建設候補地のリスト化に基づき行うことを原則とする。
- ・ その上で、災害発生後にリスト化した建設候補地では需要に不足することが分かった場合等、建設用地の追加等が必要な場合は、予め設定した選定条件を満たす候補地を新たに選定し、整備の進捗状況を見極めながら、土地所有者にアプローチすることとなる。
- ・ また災害が発生すると、その直後から、建設用地提供の申し出が多く寄せられるが、申し出を行う民間業者等に対して、建設用地の選定条件を迅速に伝えるとともに、条件を満たさない不適切な土地や優先度が低い土地の場合には活用できないことを伝えるためにも、予め優先順位設定の考え方を定めておく必要がある。
- ・ 優先順位の設定の考え方は、予め公表することが望ましい。

<事前準備の例>

【建設用地の活用可能性の区分(参考):中部地方整備局】

A.優先的に活用する土地	B.不足の場合に活用を検討する土地	C.極力活用しない土地
・造成が不要、ライフラインが整っている ・土地所有者や管理者との合意が得られている ・50戸以上の建築が可能 ・二次災害等の恐れがない ・復興用地等と重複しない ・医療、学校、店舗、交通等の生活利便が確保可能であり、騒音等にも配慮されている。	・民有地 ・大規模造成やライフライン工事が必要な土地 ・前面道路等との高低差が大きい土地 ・生活利便施設が近くにない土地 ・5年程度の長期利用ができない土地 など	・小・中学校用地 ・農地 ・浸水被害を受けなかった津波浸水予想区域 ・市街地や集落から離れた土地 ・建築戸数10戸未満の土地
活用すべきでない土地		
・津波浸水被害を受けた土地 ・土砂災害や地割れ等の被害が発生した土地 ・土砂災害危険区域・その他の災害危険区域内の土地 ・救護用地、ガレキ置場、復興用地として活用予定がある土地 ・2年以上の活用ができない土地		

出典:広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン(国土交通省 中部地方整備局)

<過去の災害における取組の例>

【建設型応急住宅の1戸当たりの敷地面積の目安】

- ・ 建設候補地における想定建設戸数の算出の際や、発災後に建設用地がどれだけ必要か算出する際等の目安となる建設型応急住宅の1戸当たりの敷地面積は、以下の通りである。

過去の災害における建設型応急住宅の1戸当たりの敷地面積の目安

過去の災害	戸当たりの敷地面積	参考
阪神・淡路大震災	・標準的な敷地面積:80㎡程度/戸 ・効率の良い敷地:60~70㎡程度/戸 ・効率の悪い敷地:100㎡/戸以上	日本赤十字社「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」平成20年6月、P.26
平成28年熊本地震(熊本県)	・150㎡/戸 (従来(100㎡程度)よりゆとりをもった配置計画とするため)	内閣府資料

1.5.2 必要数量・面積

算定方法
応急仮設住宅数 × 1戸当たり 100 m ²

3-1 三重県建設型応急仮設住宅整備基準	令和●年●月●日版
三重県建設型応急仮設住宅整備基準	
(総則)	
第1 この基準は、建設型応急仮設住宅（以下「仮設住宅」という。）を整備するにあたって必要な技術的基準等を定める。	
(整備の原則)	
第2 被災した県民の痛みを最小化するために、県は仮設住宅を設置する市町と緊密に連携しながら、スピード感をもって仮設住宅の整備に努める。	
(仮設住宅の敷地等)	
第3 仮設住宅1戸（2DK換算）当たりの敷地面積は原則として100～150 m ² とし、仮設住宅の良好なコミュニティが形成されることを目指した配置計画とする。	
2 住棟の隣棟間隔は、6.0mを標準とする。	
3 住戸タイプは、単身用（1DK相当）、2～3人用（2DK相当）及び4～6人用（3DK相当）を標準とし、各団地の戸数割合は、概ね2対2対1を標準とする。ただし、入居者の世帯人数構成が把握できている場合等、他の適切な戸数割合が設定できる場合はこの限りでない。	
(仮設住宅の構造等)	
第4 仮設住宅は、原則として平家建てとする。	
2 仮設住宅の構造は、木造、軽量鉄骨造等とし、構造種別は仮設住宅を設置する市町の意向を尊重する。	
3 基礎は、原則として木杭とする。	
(集会所等)	
第5 20戸以上の仮設住宅を整備する場合は、良好な地域社会づくりに資するため、集会所又は談話室（以下「集会所等」という。）を適切に配置する。	
2 集会所等の構造及びその基礎の構造は、原則として設置する団地の仮設住宅の基礎の構造に準じる。	
(駐車場等)	
第6 駐車場は、できる限り住戸に近い場所に配置する。	
2 駐車場は、原則として各住戸に1台の割合で設置する。ただし、敷地状況、周辺に駐車場が確保できるなどの条件により増減できるものとする。	
3 ごみ置き場等必要な施設を、適切な位置に配置する。	
(雑則)	
第7 この基準の施行について必要な事項は、別に定める。	
附則	
この基準は、令和●年●月●●日から施行する。	
(3-1)	

出典：三重県建設型応急仮設住宅整備マニュアル（三重県、令和7年4月）

1.5.3 配置期間

配置期間
災害発生後、3週間目から配置

● 用地等

- 設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。(告示第一章第二条 二)

【留意点】被災地短期借地権の活用

- ・ 2013(平成 25)年に制定された「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」(被災地借地借家法)により、「被災地短期借地権」が創設され、政令で指定された大規模な火災、震災その他の災害の地区において、その区間を5年以下とし、かつ契約の更新のない借地権の設定が可能となった。
- ・ 建設候補地の不足が想定される場合は、民有地(有償)に建設型応急住宅を整備するための被災地短期借地権の活用に向け、必要な支援等を検討することも考えられる。

● 規模等

- 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定することができる。
- 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた規模の施設を設置できる。
- 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設)を建設型応急住宅として設置できる。(いずれも告示第一章第二条 二)

● 建設費用

- 建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571.4万円以内となっている。(告示第一章第二条 二)
- 建設型応急住宅1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。
- これにより難いときには内閣府と協議することを原則とする。

● 供与期間

- 原則として災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。(告示第一章第二条 二)
- これにより難いときには内閣府と協議して延長することを原則とする。
- 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までである。(告示第一章第二条 二)
- 建築基準法第八十五条第三項においては、工事完了から3ヶ月を超えて存続させる場合、建築主はその日以前に特定行政庁の許可を受けなければならないこと、また同第四項において、許可の期限は2年以内とされている。
- 建設型応急住宅の供与期間の上限については、建築基準法上の応急仮設建築物に係る存続期間を踏まえ、原則2年となっている。
- その上で、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「法」という。)に基づき、政令により、法第2条第1項の特定非常災害として指定されていることを前提として、この供与期間を延長する必要がある場合は、内閣総理大臣に協議の上、同意を得た後に、供与期間の延長を行うことができる。

2. 機能の適性度判断

表 1 施設選定の適性度（大規模駐車場）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	－	△	復旧	B	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場よりも適性度は低い
資機材置場	○	－	△	全期間	C	広域への代替が可能であり、人命にはかかわらないため、応急救助機関の活動拠点よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	△	－	△	全期間	A	市町内での確保が必要であり、重機による作業スペースが確保しやすいため、適性度は高い
仮埋葬候補地	○	－	○	応急・復旧		
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急	D	広域及び民有地での代替が可能であるため、他3機能よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、－：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 2 施設選定の適性度（運動公園）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	－	△	復旧	C	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
資機材置場	○	－	△	全期間	D	広域への代替が可能であり、人命にはかかわらないため、他の3機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	△	－	△	全期間	B	市町内での確保が必要であり、民有地への代替が可能であるため、仮埋葬候補地よりも適性度は低い
仮埋葬候補地	○	－	○	応急・復旧	A	市町内での確保が必要であり、民有地への代替ができないため、適性度は高い
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急	E	広域への代替が可能であり、復旧期に必要なため、資機材置場よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、－：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 3 施設選定の適性度（大規模公園）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	－	△	復旧	C	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
資機材置場	○	－	△	全期間	D	広域への代替が可能であり、人命にはかかわらないため、他の3機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	△	－	△	全期間	B	市町内での確保が必要であり、民有地への代替が可能であるため、仮埋葬候補地よりも適性度は低い
仮埋葬候補地	○	－	○	応急・復旧	A	市町内での確保が必要であり、民有地への代替ができないため、適性度は高い
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急	E	広域への代替が可能であり、復旧期に必要なため、資機材置場よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、－：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 4 施設選定の適性度（校庭（休・廃校））

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	-	△	復旧	C	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
資機材置場	○	-	△	全期間	D	広域への代替が可能であり、人命にはかかわらないため、他の3機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	△	-	△	全期間	B	市町内での確保が必要であり、民有地への代替が可能であるため、仮埋葬候補地よりも適性度は低い
仮埋葬候補地	○	-	○	応急・復旧	A	市町内での確保が必要であり、民有地への代替ができないため、適性度は高い
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急	E	広域への代替が可能であり、復旧期に必要であるため、資機材置場よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、-：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 5 施設選定の適性度（校庭）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	-	△	復旧	A	人命に関する機能であるため、適性度は高い
資機材置場	○	-	△	全期間		
災害廃棄物仮置場	△	-	△	全期間		
仮埋葬候補地	○	-	○	応急・復旧		
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、-：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 6 施設選定の適性度（農地・空地（民間））

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	-	△	復旧		
資機材置場	○	-	△	全期間	A	市町内での確保が必要であり、復旧資機材の保管に向けた管理者との調整が比較的容易であることから適性度は高い
災害廃棄物仮置場	△	-	△	全期間	B	公共用地が望ましいが、管理者との調整の容易性を考慮すると資機材置場よりも適性度は低い
仮埋葬候補地	○	-	○	応急・復旧		
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急	C	広域への代替が可能であり、復旧期に必要であるため、他2機能よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、-：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 7 施設選定の適性度（港）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	—	△	復旧		
資機材置場	○	—	△	全期間		
災害廃棄物仮置場	△	—	△	全期間	A	市町内での確保が望ましいため、適性度は高い
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 8 施設選定の適性度（墓地）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	—	△	復旧		
資機材置場	○	—	△	全期間		
災害廃棄物仮置場	△	—	△	全期間		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧	A	市町内での確保が必要であり、民有地への代替ができないため、適性度は高い
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

表 9 施設選定の適性度（民間企業駐車場・民間企業敷地）

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町内で確保 する必要性	人命に関する 機能	公共施設・公 共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	—	△	復旧	A	人命に関する機能であるため、適性度は高い 原状回復が比較的容易であるため、適性度は高い
資機材置場	○	—	△	全期間	B	人命にはかかわらないため、応急救助機関の活動拠点よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	△	—	△	全期間	C	公共用地が望ましいが、管理者との調整の容易性を考慮すると資機材置場よりも適性度は低い
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
建設型応急住宅建設用地	△	○	△	初動・応急		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外
 公共施設・公共用地 ○：代替不可、△：民間施設、用地で代替が可能

3. 過去の災害における土地利用の事例

3.1 災害廃棄物仮置場

用地分類	活用場所	備考（災害名）
大規模駐車場	ふれあいの森 第2駐車場（氷見市鞍川43番地1）	令和6年能登半島地震
	鉢ヶ崎海水浴場駐車場	
	藤波運動公園駐車場	
	柳田野球場横駐車場	
	内浦総合運動公園第3駐車場	
	富来野球場駐車場	
	能登香島駐車場	
	生涯学習センター ラピア鹿島駐車場	
	羽咋運動公園駐車場	
	町民センター アステラス駐車場	
運動公園	運動公園（市有地）	東日本大震災
校庭（休・廃校）	旧志賀中学校グラウンド	令和6年能登半島地震
港	飯田港内	令和6年能登半島地震
	狼煙漁港内	
	宇出津新港	
	飯田港仮置場	
	狼煙漁港仮置場	
	長橋漁港集積所	
その他	ジャンボリー跡地	令和6年能登半島地震
	輪島第1仮置場	
	輪島第2仮置場	
	輪島第3仮置場	
	穴水港あすなる広場横	
	中島祭り会館（祭り広場）	
	蓮湖渚公園調整池	
	エコロジーパークこまつ	
	鉢ヶ崎海水浴場仮置場	
	ジャンボリー会場跡地仮置場	
	馬縹地区集積所（大）（鰯崎集会所前）	
	馬縹地区集積所（小）（珠洲市自然休養村センター前）	
	米田二次（村有地・県有地・民有地）	東日本大震災
	藤原ヤード（県有地・民有地）	
	船越（町有地・民有地）	
	大槌町二次（町有地・民有地）	
	板木山（市有地・民有地）	
	片岸（市有地・民有地）	
	永浜・山口（県有地）	
	沼田（市有地・民有地）	
	北部運動場	
	内郷市民運動場	
	久之浜市民運動場	
	四倉市民運動場	
	八日十日埋立処分地跡地	
	仁井田運動場	
	小川市民運動場	
北緑地グラウンド		
中部浄化センター		
クリンピーの丘		
勿来市民運動場		
南部浄化センター		
常磐市民運動場		

3.2 建設型応急住宅建設用地

用地分類	活用場所	備考（災害名）	
大規模駐車場	見附ドーム駐車場	令和6年能登半島地震	
	旧図書館駐車場		
	総合病院駐車場		
	道の駅狼煙駐車場		
	文化会館周辺（職員駐車場）		
	サンアリーナ駐車場		
	文化会館周辺（北側駐車場）		
	文化会館周辺（東側駐車場）		
	市立輪島病院第5駐車場		
	門前市営駐車場		
	総合病院東側駐車場		
	道の駅狼煙駐車場①		
	道の駅狼煙駐車場②		
	旧図書館駐車場		
	旧JA志賀富来支店駐車場		
	能登部駅前駐車場		
	港町1（マルシェ駐車場跡地）		
	やなぎたハウス駐車場		
	旧JA志賀富来支店駐車場		
	里の杜駐車場		東日本大震災
	牡鹿中学校駐車場		
	気仙沼市総合体育館駐車場		
	塩竈市体育館駐車場		
七ヶ浜国際村第2駐車場			
雄勝峠崎自然公園駐車場			
清崎公園駐車場（グループホーム型）			
小泉小学校駐車場			
サン・ファン館駐車場			
運動公園	門前総合運動公園	令和6年能登半島地震	
	マリントウン競技場①		
	マリントウン競技場②		
	三井地区運動広場		
	マリントウン交流広場		
	野々江総合公園テニスコート		
	眉丈台地スポーツ広場		
	向粟崎運動公園		
	柴木運動公園①		
	柴木運動公園②		
	中能登町運動公園		
	柴木運動公園		
	運動公園第一多目的運動場		東日本大震災
	矢本運動公園		
	相川運動公園		
	押切沼運動公園（野球場）		
	矢本運動公園（ゲートボール場）		
	五右衛門ヶ原運動場		
	五右衛門ヶ原テニスコート用地		
	追波川河川運動公園多目的広場		
	鷹来の森運動公園		
	石巻運動公園運動場予定地		
	運動公園野球場		
大規模公園	見付公園	令和6年能登半島地震	
	城山街区公園＋生涯学習センター		

用地分類	活用場所	備考（災害名）	
大規模公園	火宮農村公園	令和6年能登半島地震	
	うじま公園		
	杉山農村公園		
	万行1号公園		
	つるの子公園		
	府中町広場		
	西部2号児童公園		
	農村ふれあい広場		
	マリンタウンサブグラウンド		
	健康ふれあい広場		
	ゾウさん公園用地等		
	見附公園①		
	見附公園②		
	見附公園③		
	見附公園④		
	見附公園⑤		
	杉山農村公園		
	火宮農村公園		
	うじま公園		
	城山街区公園		
	総合公園		
	川島児童公園		
	穴水交通公園		
	東町（穴水交通公園周辺）		
	気仙沼公園		東日本大震災
	万石浦公園		
	仙台港背後地6号公園		
	赤井中央公園		
	高橋公園		
	小野風の子公園		
	小野中央ミニ公園		
	大橋中央公園		
	鶴巻1丁目東公園		
	港南西公園		
	福田町南1丁目公園		
	岡田西公園		
	平成の森		
	小野駅前ふれあい公園		
	南境地区公園		
	蛇田西部1号公園		
	蛇田西部2号公園		
	高砂1丁目公園		
	荒井2号公園		
荒井7号公園			
蛇田中央公園			
蛇田団地南公園			
後九条児童遊園			
六丁の目中町西公園			
卸町5丁目公園			
卸町東2丁目公園			
謡地区児童遊園			
あけぼの北公園			
あけぼの南公園			
雄勝森林公園			
扇町1丁目公園			
七郷中央公園			
渡波北部1号公園			

用地分類	活用場所	備考（災害名）
大規模公園	渡波北部3号公園	東日本大震災
	袋谷地東公園	
	にっこりサンパーク	
	扇町4丁目公園	
	水押住宅児童遊園	
	水押公園	
	反松公園	
	伊里前農村公園	
	新栄東公園	
	新栄中央公園	
	岩々崎公園	
	駅前北通ちびっこ広場	
	蛇田北部1号公園	
	蛇田北部2号公園	
	上区ふれあい公園	
	下区ふれあい公園	
	新境町公園	
	田中公園	
	垂水2丁目公園	
	新境谷地南公園	
	渡波北部2号公園	
	多賀城公園	
	三峰公園	
	田谷公園	
	神山公園	
	駒場公園	
	開成公園（グループホーム型）	
	雄勝森林公園②	
	中里7丁目公園（グループホーム型）	
	垂水3丁目公園（グループホーム型）	
	にっこりサンパーク③（グループホーム型9戸含む）	
	中里1丁目公園（グループホーム型）	
	新中里南公園（グループホーム型）	
めぐみの東公園（グループホーム型）		
599号開発公園（グループホーム型）		
校庭（休・廃校）	旧大坊小学校跡地	令和6年能登半島地震
	旧上黒丸小中学校グラウンド	
	旧日置中学校グラウンド	
	中島中学校跡地①	
	中島中学校跡地②	
	中島中学校跡地③	
	旧御祓中学校グラウンド	
	旧南志見小学校グラウンド	
	旧輪島中学校	
	旧仁岸小学校グラウンド	
	旧本郷小学校グラウンド	
	旧七浦小学校グラウンド	
	旧二俣小学校グラウンドゴルフ場	
	旧日置中学校グラウンド	
	旧大坊小学校跡地	
	旧上黒丸小学校グラウンド	
	旧富来小学校運動場	
	旧堀松保育園跡地	
	旧鶴川小学校グラウンド①	
	旧鶴川小学校グラウンド②	
	旧白丸小学校グラウンド①	
	旧白丸小学校グラウンド②	

用地分類	活用場所	備考（災害名）
校庭（休・廃校）	旧小木小学校グラウンド	令和6年能登半島地震
	旧瑞穂小中学校グラウンド	
	旧上町小学校グラウンド	
	旧小木分校グラウンド	
	旧富来小学校運動場	
	旧唐桑小学校跡地	東日本大震災
	旧新城小学校跡地	
	旧水浜小学校跡地	
	入谷中学校跡地	
	中塚小学校跡地	
	旧大原中学校跡地	
	旧女川第三小学校グラウンド	
	旧真野小学校跡地	
	旧立浜小学校跡地	
	旧小泉中学校跡地	
	東浜中学校跡地	
	旧月立小学校	
	旧折壁小学校（一関市に所在）	
	旧千厩中学校（一関市に所在）	
	校庭	
上戸小学校グラウンド		
飯田小学校グラウンド		
若山小学校グラウンド		
直小学校グラウンド		
正院小学校グラウンド		
蛸島小学校グラウンド		
みさき小学校グラウンド		
三崎中学校グラウンド		
里山里海自然学校		
大谷小中学校グラウンド		
河原田小学校グラウンド		
町野小学校グラウンド		
大屋小学校グラウンド		
鶴巣小学校グラウンド		
門前西小学校グラウンド		
鳳至小学校グラウンド		
みさき小学校グラウンド		
正院小学校グラウンド①		
正院小学校グラウンド②		
三崎中学校グラウンド		
宝立小中学校グラウンド		
若山小学校グラウンド		
上戸小学校グラウンド		
蛸島小学校グラウンド		
里山里海自然学校		
直小学校		
飯田小学校グラウンド		
大谷小中学校グラウンド		
富来小学校運動場		
富来小学校グラウンド		
女川第一小学校グラウンド		東日本大震災
気仙沼中学校グラウンド		
小泉中学校グラウンド		
小原木小学校グラウンド		
志津川小学校グラウンド		
志津川中学校グラウンド		
荒井小学校用地		

用地分類	活用場所	備考（災害名）	
校庭	宮城水産高校第2グラウンド	東日本大震災	
	鹿折中学校グラウンド		
	階上中学校グラウンド		
	下増田小学校グラウンド		
	面瀬中学校グラウンド		
	志津川高校グラウンド		
	七ヶ浜中学校第2グラウンド		
	大谷中学校グラウンド		
	鮎川小学校グラウンド		
	石巻北高飯野川校第2グラウンド		
	伊里前小学校グラウンド		
	歌津中学校グラウンド		
	津谷小学校グラウンド		
	大島中学校グラウンド		
	高等技術専門校グラウンド		
	入谷小学校グラウンド		
	戸倉中学校グラウンド		
	大須小学校グラウンド		
	赤井小学校第2グラウンド		
	宮戸小学校グラウンド		
	中井小学校グラウンド		
	松岩中学校グラウンド		
	小原木中学校グラウンド		
	水梨小学校グラウンド		
	浦島小学校グラウンド		
	多賀城中学校		
	条南中学校グラウンド		
	気仙沼西高校グラウンド		
	農地・空地 （民間）		上戸寺社民有地1
旧八木邸跡地			
上戸寺社民有地1			
若山町古蔵民有地1			
野々江民有地1			
野々江民有地4			
野々江民有地3			
珠洲土木事務所東側民有地			
横山民有地1			
市立輪島病院南側広大農地①			
市立輪島病院南側広大農地②			
市立輪島病院南側広大農地③			
市立輪島病院南側広大農地④			
稲屋町農地（田中組前）			
宝立民有地1			
横山民有地			
上戸寺社民有地			
若山町古蔵民有地			
石野町地内市有地			
領家町所有地（富来支所横）			
町民農園			
甲公民館近接地横（民有地）			
住吉公民館道路向かい民地			
領家町所有地（富来支所横）			
津山町横山住宅（登米市に所在）		東日本大震災	
旧坂中跡地			
吉野沢住宅			
港	蛸島港	令和6年能登半島地震	
	高屋町漁港		

用地分類	活用場所	備考（災害名）
港	輪島港周辺	令和6年能登半島地震
	高屋漁港	
	蛸島港①	
	蛸島港②	
	蛸島港③	
	蛸島港④	
	松波港町用地	
その他	旧鶴島駅前	令和6年能登半島地震
	上戸多目的広場	
	旧上戸保育所	
	旧北鉄バス跡地	
	旧上戸保育所	
	野々江総合公園テニスコート	
	飯田高校下バスロータリー	
	正院ゲートボール場	
	旧飯塚保育所	
	市営多目的広場	
	市営グラウンドゴルフ場・北	
	市営グラウンドゴルフ場・西	
	市営グラウンドゴルフ場・南	
	田鶴浜定住促進住宅跡地	
	能登島市民センター①	
	能登島市民センター②	
	田鶴浜多目的グラウンド	
	七尾総合市民体育館グラウンド	
	万行第2団地	
	七尾市上下水道課所有地	
	ななかクリーンセンター	
	キリコ会館多目的広場①	
	キリコ会館多目的広場②	
	門前グラウンドゴルフ場①	
	門前グラウンドゴルフ場②	
	門前浦上グラウンドゴルフ場	
	門前浦上グラウンドゴルフ場横	
	宅田町商業施設跡地	
	宅田町大型商業施設横	
	あての木園用地	
	三井地区交流広場	
	町野グラウンドゴルフ場等①	
	町野グラウンドゴルフ場等②	
	小伊勢町大屋公民館前	
	南志見多目的グラウンド	
	ふれあい工房阿岸グラウンド	
	農村ふれあい広場横河原田公民館奥	
	小伊勢町大屋公民館横	
	下黒川集会所前	
	道下第1団地隣	
	市営多目的広場	
上戸多目的広場（GG）		
市営グラウンドゴルフ場（北）		
市営グラウンドゴルフ場（西）		
市営グラウンドゴルフ場（南）		
正院ゲートボール場		
正院ゲートボール場の向側		
旧上戸保育所グラウンド		
飯塚保育所グラウンド		
旧鶴島駅前空き地		

用地分類	活用場所	備考（災害名）	
その他	飯田町第2団地	令和6年能登半島地震	
	飯田町第3団地		
	野々江町第4団地		
	野々江町第5団地		
	唐笠町牧場用地		
	野々江町第6団地		
	飯田高校下バスロータリー		
	千鳥台団地		
	勤労者体育センター横広場		
	鶴ヶ丘1丁目道路計画用地		
	室地区		
	富来健民ホッケー競技場		
	富来湾漁業倉庫跡地		
	稗造公民館グラウンド		
	酒見ゲートボール場		
	旧町営住宅曙団地		
	旧二宮あおば台テニスコート		
	陸上競技場①		
	陸上競技場②		
	住吉公民館		
	住吉公民館（御蔵橋側）		
	旧諸橋保育所		
	下唐川地区団地		
	港町2（能登会館跡地）		
	鶴島（ガススタンド跡）		
	志ヶ浦コミュニティセンター隣接地		
	下唐川地区団地（その2）		
	白山団地		
	河内集会所隣接地		
	川島第2団地付近用地		
	ピアッツァ		
	岩井戸公民館グラウンド		
	松波八幡町用地		
	野球場横		
	柳田野球場周辺用地その1		
	鶴町牧場用地		
	宇加塚牧場用地		
	柳田野球場周辺用地その2		
	富来健民ホッケー競技場		
	富来湾漁業倉庫跡地		
	稗造公民館グラウンド		
	酒見ゲートボール場		
	旧堀松保育園跡地		
	向陽町住宅地区		東日本大震災
	あすと長町38街区		
	県立精神医療センターグラウンド		
	総合スポーツセンター		
大橋地区（県合同庁舎用地）			
伊保石ステーション			
山王市営住宅跡地			
グリーンタウン矢本①			
県養蚕業試験場本部跡地			
ひびき工業団地			
志津川自然の家			
下増田前田地区			
下増田飯塚地区			
伊保石ステーション（南）			

用地分類	活用場所	備考（災害名）
その他	中央公民館南広場	東日本大震災
	多目的グラウンド	
	箱塚グラウンド	
	宮前野球場	
	亙理町公共ゾーン	
	町民グラウンド	
	県営石巻渡波住宅用地	
	水梨コミュニティセンター	
	愛島台東部第二区画整理地	
	清水地区	
	若林日辺グラウンド	
	国府多賀城駅南口用地	
	湊浜2丁目地区	
	ふれあいセンター21前ゲートボール場	
	トゥモロービジネスタウン	
	七ヶ浜町野外活動センター	
	浅生原内手地区	
	南郷地域町民ゲートボール場	
	里の杜住宅北側用地	
	西石山原地区	
	泉町教職員住宅跡地	
	福祉の里ゲートボール場	
	根古地区センター運動場	
	汐見台7丁目地区	
	(株)ナガワ仙台工場内	
	旭が丘南側地区	
	旭が丘ゲートボール場	
	あすと長町26街区（グループホーム型）	
	多賀城公園野球場	
	県営日和が丘住宅跡地	
	清崎山地区	
	追波川河川運動公園川前グラウンド	
	亙理町中央工業団地	
	箱根地区	
	浅生原東田地区	
	イオン南方店跡地（登米市に所在）	
	海門寺テニスコート	
	柏木ふれあいセンター	
	津谷高岡住宅跡地	
	港地区	
	内響地区	
一番谷地地区		
祝田保育所跡地		
旧牡鹿保健センター		
桃生・河北道路用地		
中瀬地区①		
林地区		
三反走地区		
旭が丘北側地区		
針浜地区		
大島国民休暇村（広場）		
町民グラウンド北		
稲井テニスコート		
水押野球場		
清水地区②		
水戸辺地区		
神割崎キャンプ場		

用地分類	活用場所	備考（災害名）
その他	横浦北地区	東日本大震災
	大石原地区	
	若林日辺グラウンド②	
	名振コミュニティーセンター	
	切通地区	
	東八幡前地区	
	井内地区	
	はまなす台住宅団地	
	福祉の里周辺	
	大久保地区①	
	南境運動公園南西用地	
	大指地区	
	上北谷地地区	
	旭が丘1丁目跡地	
	蔵内地区	
	浦戸地区（桂島）	
	蛇田中央地区	
	せんだいの杜ものう隣地	
	田茂川地区	
	南境公園用地	
	しらさぎ台地区	
	堰の内南地区	
	馬場地区	
	須江工業団地道路用地	
	渡波鹿松山地区	
	宮ヶ崎地区	
	赤岩五駄鱈地区	
	漁り火パーク	
	浦戸地区（寒風沢島）	
	平磯地区	
	矢本消防署河南出張所跡地	
	グリーンタウン矢本②	
	グリーンタウン矢本③	
	トゥモロービジネスタウン②	
	桃生総合センター多目的グラウンド	
	新王平グラウンド	
	小乗地区	
	高白浜地区	
	向地区	
	名振地区	
	伊保石ステーション（南）②	
津山町横山住宅②（登米市に所在）		
泊浜地区		
飯子浜地区		
小屋取地区		
NTTグラウンド		
中瀬地区②		
宮城電子工場跡地		
にっこりサンパーク②		
蟹田地区（石巻市に所在）		
内田地区（石巻市に所在）		
指ヶ浜地区		
浦戸地区（野々島）		
永井いきいき交流センター		
須江糠塚地区		
塚浜地区		
平松地区		

用地分類	活用場所	備考（災害名）
その他	名足地区	東日本大震災
	元浦屋敷地区	
	一番谷地地区②	
	小竹コミュニティセンター	
	南境道路用地	
	津の宮地区	
	東北電子工業社有地	
	石巻バイパス用地（石巻市に所在）	
	給分浜地区	
	桐ヶ崎地区	
	松崎柳沢地区	
	赤岩五駄鱈地区②	
	岩沢地区	
	浅生原地区①	
	田の頭地区	
	新田地区	
	月浜地区	
	家ノ入地区	
	西山地区	
	新栄1丁目地区	
	町北地区①	
	町北地区②	
	町北地区③	
	第三保育所跡地	
	室浜地区	
	荒砥地区	
	桜沢地区	
	中山地区	
	旭化成東光パワーデバイス社有地	
	羽黒下地区	
	館浜地区	
	十八成浜地区	
	山田大名広場	
	旧本吉農業改良普及センター跡地	
	袖ノ浜地区	
	田尻畑地区	
	竹川原地区①	
	役場前地区	
	野々浜地区	
	中山地区	
	横山幼稚園跡地（登米市に所在）	
津山町若者総合体育館		
大原地区		
須江糠塚地区②		
新成1丁目地区		
山居ゲートボール場		
大峠山地区		
前林地区		
最知南最知地区		
廻館地区		
栴沢地区		
イオン南方店跡地②（クラブホーム型9戸含む）（登米市に所在）		
日本製紙社有地		
町北地区④		
卯ノ崎地区		
上保呂毛地区		
平貝地区		

用地分類	活用場所	備考（災害名）
その他	砂浜地区	東日本大震災
	小森地区	
	童子下地区	
	切曾木地区	
	新月中学校プール用地	
	赤岩館森地区	
	東新城 2 丁目地区	
	寺前地区（グループホーム型）	
	駅前 2 丁目地区②	
	大久保地区②	
	平磯地区②	
	竹川原地区②	
	浅生原地区②	
	小網倉地区	
	五梅沢地区	
	東新城 1 丁目コミュニティ広場	
	今朝磯地区	
	外尾地区	
	東新城 1 丁目地区	
	袖浜地区	
	細浦地区	
	沼田地区①	
	波伝谷地区	
	中の町地区	
	沼田地区②	
	大森地区	
	遊楽館（Aゾーン）	
	新田地区	
	天ヶ沢地区	
	卯名沢地区	
	松崎柳沢地区②	
	大宝地区	
	赤岩老松地区	
	面瀬地区保育所用地	
	赤岩老松地区②	
	市営テニスコート	
	松崎萱地区	
	渡戸地区	
	最知南最知地区②	
	宝ヶ沢地区	
	松川地区	
田中前 2 丁目地区		
田中前 2 丁目地区②		
新田地区（グループホーム型 9 戸含む）		
西八幡前地区		
西八幡町地区		
赤島地区		
後山地区		
大峠山地区②		
赤岩杉ノ沢地区		
赤岩石兜地区		
青葉西地区		
鮎川浜地区		
田中前四丁目地区（グループホーム型）		
山の神平地区（グループホーム型 9 戸含む）		
駅前 2 丁目地区①（グループホーム型）		
トゥモロービジネスタウン③		

用地分類	活用場所	備考（災害名）
その他	曾原神前地区	東日本大震災
	トゥモロービジネスタウン④	
	駅前北通り3丁目地区（グループホーム型）	
	出島町営グラウンド	
	松崎柳沢地区③（グループホーム型）	
	市営野球場	
	松崎外ヶ沢地区（グループホーム型）	
	新田地区②	
	大橋地区②	
	宝ヶ沢地区②	
	松崎高谷地区	
	昭和下地区（仙台市太白区に所在）（グループホーム型）	
	北上公園（グループホーム型）	
	黄金袋地区	
	トゥモロービジネスタウン⑤	
	トゥモロービジネスタウン⑥	
	長磯七半沢地区	
	大畑地区	
	松川地区②	
	東新城一丁目地区②	
	松崎柳沢地区④	
	東新城一丁目地区②	
	赤岩館森地区②	
	東新城三丁目地区	
西中才地区		